

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年8月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500035号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500024号

第1 結論

請求者のA法人における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成24年2月1日から同年1月5日に訂正し、同年1月から同年9月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成24年1月5日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成24年1月5日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年1月5日から同年2月1日まで
② 平成24年2月1日から同年10月1日まで

A法人に勤務した期間のうち、請求期間①については、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、請求期間②については、同法人の訂正届により、厚生年金保険の被保険者資格取得日の記録が訂正されたものの、保険給付に反映されない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。

請求期間①及び②について、厚生年金保険料を控除されている給与明細書を所持しているので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者のA法人に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が請求期間①の終期である平成24年2月1日、資格喪失日が平成26年8月1日とされ、当該被保険者期間のうち、請求期間②に当たる平成24年2月1日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間とされている。

しかしながら、請求者が所持する平成24年分給与所得の源泉徴収票に記載された就職日及びA法人から提出された請求者に係る出勤簿によると、請求者は、同法人に平成24年1月5日から出勤しており、請求期間①において継続して勤務していたことが確認できる上、両者から提出された給与明細書により、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A法人は、平成24年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、商業・法人登記簿謄本により、同法人は平成20年9月18日に設立されていることが確認できる上、請求者は平成24年1月5日から勤務していることを踏まえると、同法人は同年1月5日において、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、上記の給与明細書によると、標準報酬月額決定の基礎となる平成 24 年 1 月及び同年 4 月から同年 6 月までの期間を含む請求期間①及び②において、標準報酬月額 28 万円に相当する報酬月額 (27 万円) が事業主により請求者に支払われ、当該報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額 26 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

そして、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準報酬月額については、上記の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 1 月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し誤って提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、事業主は、同年 2 月から同年 9 月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日を平成 25 年 2 月 7 日から平成 24 年 2 月 1 日に訂正する届出を、当該期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した平成 26 年 11 月 28 日に年金事務所に対し提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者に係る平成 24 年 2 月から同年 9 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500029号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500025号

第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和20年7月7日から昭和19年10月1日に訂正し、同年10月から昭和20年6月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和19年10月1日から昭和20年7月7日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年10月1日から昭和20年7月7日まで

私は、C校(現在は、D校)の学生であった当時、同級生と一緒に勤労働員学徒として、A社B工場に勤務した。最近になって、同校の同級生の一人から、A社B工場に係る自身の厚生年金保険の加入記録が判明したとの連絡があったので、私の加入記録について年金事務所に調査依頼したところ、記録の一部が判明した。

しかしながら、私は、請求期間についても、A社B工場で他の同級生とともに勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

D校から提出された請求者に係る卒業證書交付臺帳、「創立*周年記念誌」及び同級生から提出されたC校の「第*期卒業*周年記念誌」から、請求者はC校の第*期生であったこと、第*期生は昭和19年7月7日にA社B工場を含む各工場に動員されたことが確認できる上、これらのことに加え、複数の同級生及び請求者の陳述から判断すると、請求者は、勤労働員学徒として、同年7月7日から継続してA社B工場に勤務していたことが認められる。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和20年7月7日とされている一方、同被保険者名簿において、請求者が所持するC校の同窓会名簿で確認できる同級生の被保険者資格取得日を確認したところ、複数の同級生はA社B工場に動員された昭和19年7月7日が資格取得日となっており、そのうちの二人の資格取得日は、当初、請求者の資格取得日と同日の昭和20年7月7日であったが、その1年前の昭和19年7月7日に訂正されていることが確認できる。

さらに、請求者と同様にA社B工場で昭和20年7月7日に被保険者資格を取得したこととされている同級生は、C校の同級生みんなが昭和19年にA社B工場に勤務した旨陳述し、別の同級生は、昭和20年*月の空襲以降、工場は日々稼働していたわけではなかったため、同年7月に新たに人を雇うことは考え難い旨陳述している。

以上のことから、事業主は、上記の被保険者資格取得日が訂正された複数の同級生と同様に、請求者の資格取得日を昭和 19 年 7 月 7 日とする厚生年金保険被保険者資格取得日の訂正届を社会保険出張所（当時）に対し提出したものと考えられる。

なお、昭和 19 年 7 月 7 日から同年 10 月 1 日までの期間については、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）が同年 6 月に厚生年金保険法に名称変更され、併せて適用範囲が一般事務職である男子及び女子労働者に拡大されたところ、法施行前の準備期間であったことから厚生年金保険被保険者として保険料の徴収は行われておらず、保険給付の計算の基礎とならない期間となる。

また、労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日）により、勤労働員学徒は、労働者年金保険の被保険者には該当しないとされているが、上述のとおり、勤労働員学徒期間であっても被保険者資格を取得している者が複数確認できることから、勤労働員学徒であるとの理由で厚生年金保険被保険者資格を認めないとするのは適当でないと判断される。

これらを総合的に判断すると、請求者の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 19 年 10 月 1 日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定により、1 万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500028号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500026号

第1 結論

- 1 請求期間①のうち、請求者のA社における平成19年6月1日から平成20年7月19日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年6月から同年11月までの標準報酬月額を11万円から22万円、平成19年12月から平成20年6月までの標準報酬月額を11万円から24万円とする。

平成19年6月から平成20年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年6月から平成20年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

請求期間①のうち、平成18年9月1日から平成19年6月1日までの期間、平成19年9月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年9月から平成19年5月までの標準報酬月額を11万円から22万円、平成19年9月から同年11月までの標準報酬月額を22万円から24万円とする。

ただし、当該訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額と記録することが必要である。

請求期間①のその余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年4月3日から平成20年7月19日まで
② 平成18年8月1日

私は、請求期間において、A社に勤務していたが、標準報酬月額の記録が支給された給与の半額になっている。給与明細書等を提出するので、年金記録を訂正してほしい。また、平成18年の夏季賞与の記録が無いので、調査の上、訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成19年6月1日から平成20年7月19日までの期間については、請求者が提出した給与明細書により、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（11万円）を超える報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、平成19年6月1日から同年9月1日までは、平成18年4月から同年6月までの報酬月額に基づき定時決定を行った場合の標準報酬月額により22万円、平成19年9月1日から同年12月1日までは厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額により22万円、並びに平成19年12月1日から平成20年7月19日までは、平成19年4月から同年6月までの報酬月額に基づき定時決定を行った場合の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額により24万円とすることが必要である。

また、平成19年6月から平成20年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年6月1日から平成20年7月19日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、年金事務所が保管している事業主提出の請求者に係る届（厚生年金保険被保険者資格取得届並びに平成18年9月及び平成19年9月の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届）に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、その結果、社会保険事務所は、平成19年6月から平成20年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該訂正後に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①のうち、平成18年9月1日から平成19年6月1日までの期間については、オンライン記録では、請求者の保険給付の対象となる標準報酬月額は11万円と記録され、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は10万4,000円であるところ、請求者が提出した給与明細書に記載された平成18年4月から同年6月までの報酬月額に基づき定時決定を行った場合の標準報酬月額は22万円である。

また、平成19年9月1日から同年12月1日までの期間については、上記のとおり、請求者の保険給付の対象となる標準報酬月額は22万円であるところ、請求者が提出した給与明細書に記載された平成19年4月から同年6月までの報酬月額に基づき定時決定を行った場合の標準報酬月額は24万円である。

以上のことから、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額に係る記録を、平成18年9月から平成19年5月までは11万円を22万円に、平成19年9月から同年11月までは22万円から24万円に訂正することが必要である。

なお、当該訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額と記録す

ることが必要である。

請求期間①のその余の期間である平成 18 年 4 月 3 日から同年 9 月 1 日までの期間については、給与明細書に記載された報酬月額が 21 万 5,040 円から 22 万 4,360 円であるが、厚生年金保険料控除額は標準報酬月額 10 万 4,000 円に見合う額であり、オンライン記録の標準報酬月額 11 万円より低額であることから、標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

2 請求者は、請求期間②に係る給与明細書を所持していないところ、請求者が提出した平成 18 年中の給与明細書のうち、平成 18 年 4 月分の給与明細書に記載された支給累計に同年 5 月分から 12 月分までの給与明細書に記載された総支給額（通勤費を除く）の合計を加えた金額は、B 市税事務所から提出された請求者に係る平成 18 年（19 年度）市・県民税課税台帳における給与収入金額と同額であることから、請求者に対し請求期間②に係る給与が事業主から支給されたことを確認できない。

また、事業主は、平成 18 年の夏季給与に係る資料を保存していないため、請求者に給与を支給したか不明と回答している。

このほか、請求期間②において、請求者に事業主から給与が支給され、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの請求内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②については、請求者が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。